

最低年齢（法第56条）

児童（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者）を労働者として使用することは禁止されています。

労働者の最低年齢

満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで使用不可

例外的措置

非工業的
事業で健康・福祉に有害でない軽易な作業

所轄労働基準監督署長の許可で使用可能

許可年齢 満13歳以上

非工業的
事業では、満13歳以上、さらに、映画製作・演劇の事業では満13歳未満の児童でも所轄労働基準監督署長の許可を条件として、例外的に修学時間外に働かせることができます。